

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	鳥取市 生活保護関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和7年12月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	<p>生活保護法に基づき、生活困窮者に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援する業務</p> <p>生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①生活保護の決定及び実施 ②生活保護の申請の受理 ③生活保護の申請に係る事実についての審査 ④職権による生活保護の開始又は変更 ⑤生活保護の停止又は廃止 ⑥保護に要する費用の返還 ⑦徴収金の徴収 ⑧就労自立給付金の申請の受理 ⑨就労自立給付金の申請に係る事実についての審査 ⑩進学準備給付金の申請の受理 ⑪進学準備給付金の申請に係る事実についての審査 ⑫生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑬医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑭医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑮医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p> <p>また、生活保護法に準じた措置を講ずる外国人についても、上記①～⑮と同様の事務において、特定個人情報を取り扱う。</p>
③システムの名称	生活保護システム、宛名システム、団体内統合宛名システム（団体内統合利用番号連携サーバ）、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名特定個人情報ファイル、生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)生活保護法における保護等に関する事務 ・番号法 第9条及び別表 23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条 ・鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項、第3項及び別表第2 15の項</p> <p>(2)生活保護法に準じた措置を講ずる外国人の保護等に関する事務 ・番号法 第9条、別表 94の項及び別表 95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第48条 ・鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項及び別表第1 10の項、第3項及び別表第2 10の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>

②法令上の根拠

(1)生活保護法における保護等に関する事務

・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁令/総務省令第9号)

(情報提供の根拠)

第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項、第15条、第16条、第20条、第22条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第88条、第89条、第91条、第98条、第110条、第127条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条及び第174条

(情報照会の根拠)

第2条の表 42の項、43の項、第44条及び第45条

(2)生活保護法に準じた措置を講ずる外国人の保護等に関する事務

(情報提供の根拠)

情報提供は行わない。

(情報照会の根拠)

・番号法 第19条第9号

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁令/総務省令第9号) 第2条の表 161の項、162の項、第163条、第164条

・鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項及び別表第1 10の項、第3項及び別表第2 10の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 本庁舎4階 TEL0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部生活福祉課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 本庁舎1階 TEL0857-20-3472
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、生活保護関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄、該当箇所の黒塗り 	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目は必要最小限にとどめ記載している。また、生活保護システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月15日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／ ②事務の内容+	生活保護法に基づき、生活困窮者に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援する業務 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①生活保護の決定及び実施 ②生活保護の申請の受理 ③生活保護の申請に係る事実についての審査 ④職権による生活保護の開始又は変更 ⑤生活保護の停止又は廃止 ⑥保護に要する費用の返還 ⑦徴収金の徴収 ⑧就労自立給付金の申請の受理 ⑨就労自立給付金の申請に係る事実についての審査 ⑩進学準備給付金の申請の受理 ⑪進学準備給付金の申請に係る事実についての審査	生活保護法に基づき、生活困窮者に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を支援する業務 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①生活保護の決定及び実施 ②生活保護の申請の受理 ③生活保護の申請に係る事実についての審査 ④職権による生活保護の開始又は変更 ⑤生活保護の停止又は廃止 ⑥保護に要する費用の返還 ⑦徴収金の徴収 ⑧就労自立給付金の申請の受理 ⑨就労自立給付金の申請に係る事実についての審査 ⑩進学準備給付金の申請の受理 ⑪進学準備給付金の申請に係る事実についての審査 ⑫生活保護システムから医療保険者当向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑬医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑭医療保険者当向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑮医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	医療扶助オンライン資格確認の導入による変更
令和6年5月15日	IV リスク対策／2. 特定個人情報の入手	課題が残されている	十分である	事前	医療扶助オンライン資格確認の導入による変更
令和6年5月15日	IV リスク対策／3. 特定個人情報の使用／権限のない者(元職員、アクセス権限のない)	課題が残されている	十分である	事前	医療扶助オンライン資格確認の導入による変更
令和6年5月15日	IV リスク対策／4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託	課題が残されている	十分である	事前	医療扶助オンライン資格確認の導入による変更
令和6年5月15日	IV リスク対策／5. 特定個人情報の提供・移転	課題が残されている	十分である	事前	医療扶助オンライン資格確認の導入による変更
令和6年5月15日	II しいくい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	医療扶助オンライン資格確認の導入による変更
令和6年5月15日	II しいくい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和6年4月1日時点	事前	医療扶助オンライン資格確認の導入による変更
令和7年9月30日	II しいくい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	様式変更による
令和7年9月30日	II しいくい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	様式変更による
令和7年12月4日	IV リスク対策／8. 人手を介在させる作業／人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更による
令和7年12月4日	IV リスク対策／8. 人手を介在させる作業／人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か／判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、生活保護関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び個人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び個人情報に記載された申請書の廃棄、該当箇所の黒塗り	事後	様式変更による
令和7年12月4日	IV リスク対策／11. 最も優先度が高いと考えられる対策／最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式変更による
令和7年12月4日	IV リスク対策／11. 最も優先度が高いと考えられる対策／当該対策は十分か【再掲】／判断の根拠		十分である	事後	様式変更による
令和7年12月4日	IV リスク対策／11. 最も優先度が高いと考えられる対策／当該対策は十分か【再掲】／判断の根拠		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、生活保護システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月4日	I 関連情報／3. 個人番号の利用／法令上の根拠	<p>(1) 生活保護法における保護等に関する事務 ・番号法 別表第一 15項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第17条</p> <p>(2) 生活保護法に準じた措置を講ずる外国人の保護等に関する事務 ・番号法 第9条第2項 ・鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項、第3項</p>	<p>(1) 生活保護法における保護等に関する事務 ・番号法 第9条及び別表 23の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 ・鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項、第3項及び別表第2 15の項</p> <p>(2) 生活保護法に準じた措置を講ずる外国人の保護等に関する事務 ・番号法 第9条、別表 94の項及び別表 95の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第48条 ・鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項及び別表第1 10の項、第3項及び別表第2 10の項</p>	事後	根拠法令の改正による変更
令和7年12月4日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供／②法令上の根拠	<p>(1) 生活保護法における保護等に関する事務 番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>9.10.14.16.18.20.24.26.27.28.30.31.37.50.53.54.61.62.64.70.87.90.94.104.106.108.116及び119の項 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 (情報照会の根拠) 第19条</p> <p>(2) 生活保護法に準じた措置を講ずる外国人の保護等に関する事務 (情報提供の根拠) 情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第9号 ・鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項、第3項</p>	<p>(1) 生活保護法における保護等に関する事務 ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁令/総務省令第9号) (情報提供の根拠) 第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項、第15条、第16条、第20条、第22条、第30条、第39条、第42条、第44条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第76条、第77条、第78条、第88条、第89条、第91条、第98条、第110条、第127条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条及び第174条 (情報照会の根拠) 第2条の表 42の項、43の項、第44条及び第45条</p> <p>(2) 生活保護法に準じた措置を講ずる外国人の保護等に関する事務 (情報提供の根拠) 情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁令/総務省令第9号) 第2条の表 161の項、162の項、第163条、第164条 ・鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項及び別表第1 10の項、第3項及び別表第2 10の項</p>	事後	根拠法令の改正による変更